

地元出張所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月7日
坂東市都市建設部道路管理課
地籍調査推進室

1. はじめに

本ガイドラインは、茨城県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」や公益社団法人全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下、「提言」という。）を踏まえ、地籍調査事業実施に伴う地元出張所における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

政府の対処方針においては、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人ととの距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされていることから、本ガイドラインにおいても同様の考え方のもと、感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

実施主体である市は、当市の職員及び来場者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3. リスク評価

市は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれについて、市職員や来場者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、地元出張所開設にあたり、集中的な来場による混雑や県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

① 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる

場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、蛇口、手すりなど）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

③ 集客施設のリスク評価

集中的な来場による混雑等が見込まれるかどうか、県域を越えての来場がどれくらい見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来場にとどまるかどうかを評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4. 実施に際して講じるべき具体的な対策

① 総論

- ・提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保することが前提である。
- ・感染防止のための来場者の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のようないくつかの手段が考えられる。
 - －来場可能時間、来場可能者数の制限（来場待機列の設置等）
 - －施設内の着席数の制限（着座間隔を空ける等）
 - －大人数での来場の制限等
- ・「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、中止又は延期とする。
- ・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、市健康づくり推進課及び古河保健所との連絡体制を整える。
- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。

② 来場者の安全確保のために実施すること

- ・来場者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の入場制限を実施する。
 - －施設入場前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）

一息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

一新型コロナ感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に

政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

- ・来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ））の徹底を促す。
- ・書類等の受け渡しは、手渡しで行わない。
- ・可能であれば、接触確認アプリ及び感染拡大防止アプリ「いばらきアマビエちゃん」等を活用して、来場者の感染状況把握及び情報提供を行う。

③ 職員の安全確保のために実施すること

- ・職員に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱+1度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて古河保健所への相談、医療機関の受診を促すとともに、診断結果を記録する。
- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・施設の運営に当たって施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・職員に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

④ 開設に当たって特に留意すべきこと

- ・直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ・施設内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。また、室内で近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことを避けるよう強く促す。
- ・感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
 - －速やかに別室へ隔離を行う。
 - －対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - －感染者が発生した部屋の換気を行う。
 - －市健康づくり推進課及び古河保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
 - －感染者と接触した職員等および来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
 - －症状が重篤な場合は、古河保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

⑤ 施設管理

ア) 施設内

- ・清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、手すり、など）に留意する。
- ・受付、相談等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員と来場との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹼と流水で手洗いを行う。

イ) ロビー、休憩スペース

- ・対面での飲食や会話を回避する。
- ・間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・常時換気を行う。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・職員が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

ウ) 調理室

- ・原則、開放しない。※入室制限。
- ・換気を徹底する。
- ・テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・調理室等を使用する者は、体調管理、マスク（適宜フェイスシールド）の着用及び手指消毒を徹底する。

エ) トイレ

- ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルや個人用タオルを準備する。
- ・（トイレの混雑が予想される場合）最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。
- ・清掃者は、必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

⑥ 広報・周知

- ・職員及び来場者に対して、以下について周知する。
 - －社会的距離の確保の徹底
 - －咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - －健康管理の徹底
 - －差別防止の徹底
 - －本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

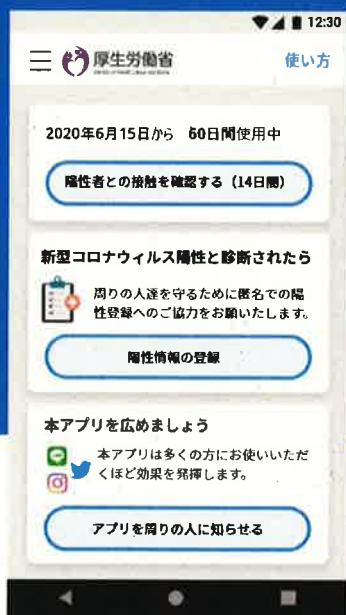
自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称: COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



*画面イメージ

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはでません
 - ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
※記録は14日経過後に無効となります
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

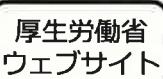
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ&A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することなく、記録することもありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にしていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたか、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などを案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

うちの店は対策してるよ

安心してきてほしい

貢物に行きたいけど…

コロナに感染
しないか心配…

分かって安心！



いばらき アマビエちゃんとは？

「いばらきアマビエちゃん」はガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいる事業者を応援するとともに、感染者が発生した場合にその感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をすることで、感染拡大の防止を図ることを目的としたシステムです。

感染拡大防止のため登録に
ご協力をお願いいたします。

※店舗名が特定されたり、個人のプライバシーが漏れることはございません。

【肥後国海中の怪】（京都大学付属図書館所蔵）を元に作成しました。

新型コロナウイルス
感染者が発生した際



接触可能性が分かる！



今すぐ登録!!



茨城県 産業戦略部中小企業課

お問い合わせ

TEL.029-301-5472

ご利用方法は裏面に



ご利用方法

事業者の方へ

- 1 登録フォームから必要な情報を登録
- 2 登録完了のメールを送信
- 3 メールに記載されたURLをクリックして「感染防止対策宣言書」を印刷し、施設内に掲示
- 4 施設の利用者に対し「二次元コード」の読み込みを周知・案内

メリット

店舗やイベントなどの感染防止対策を分かりやすく掲示でき、県などのガイドラインを遵守していることをPRできます。システムを導入することで、お客様に安心してお店をご利用いただけます。



県民の方へ

- 1 訪れた店舗・イベントなどを訪問するたびに掲示された「感染防止対策宣言書」に記載の「二次元コード」を読み取る
- 2 登録する
- 3 登録完了!
- 4 新型コロナウイルスに感染された方が発生した際、県から「その感染者が訪れた場所を同じ日に訪れた方」に対してメールで注意喚起のお知らせ

メリット

新型コロナウイルスの感染者が発生したとき、感染者と同じ日に同じ施設を利用した方はメールでお知らせを受け取ることができます。



注意事項

- ・新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、その感染者が立ち寄った施設で、同日に登録した方に、茨城県より一斉に注意喚起メールを送信します。その際、注意喚起メール内では、施設名、日時、感染者に関する情報はお知らせしません。また、個別にお問い合わせいただいても、一切お答えいたしません。
- ・登録された情報については、事業目的のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- ・茨城県においては、「いばらきアマビエちゃん」で収集した情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の利用者情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- ・「いばらきアマビエちゃん」の利用に際して、利用者が被った損害について、その損害が茨城県の責めに帰すべき事由によらない場合、県は一切賠償の責任を負いません。